平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件）の一部改正について

令和８年１月
農産局穀物課経営安定対策室

１　制度の概要

麦等の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、諸外国との生産条件の格差を是正するために交付される、いわゆるゲタ対策（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号。以下「法律」という。）第３条第１項各号に規定する交付金をいう。）のうち、法律第３条第１項第２号に規定する交付金については、同条第５項から第７項までの規定に基づいて、対象となる作物の標準的な生産費、販売価格、単収等を考慮して食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で農林水産大臣が数量単価を定め、これに基づき交付金を算定している。

また、農林水産大臣が数量単価を定めたときは、同条第８項の規定に基づき、告示することとなっている。

２　改正の概要

今般、ゲタ対策の対象となる小麦等について、直近の標準的な生産費、販売価格及び単収を考慮して数量単価を改めることとし、審議会において妥当との意見を得られたため、法律第３条第８項の規定に基づき、平成 27 年３月 31 日農林水産省告示第 745 号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第３条第３項及び第５項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件）の一部を改正することとする。